

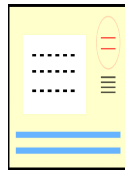
特別定額給付金（10万円）のお知らせ

新型コロナウイルスの影響が長期化していることから、家計への支援として、特別定額給付金を給付します。

江田島市では、5月中に給付金申請書をお届けできるよう、特別定額給付金室を設置し準備を進めています。

【概要】

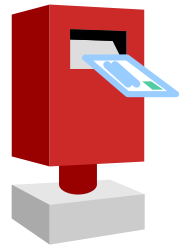
- ◆ 給付額：1人につき10万円を給付
- ◆ 対象者：基準日(令和2年4月27日)に江田島市に住民票がある方
- ◆ 給付方法：世帯主名義の銀行口座へ振込
- ◆ 給付時期：5月末の開始を予定
- ◆ 申請方法：



- ① 市から、世帯主へ郵送で申請書送付。
(詳しい申請方法同封)



- ② 必要事項を記入し、添付書類を添えて返送。



※ マイナンバーカード所有者は、マイナポータルサイトからオンライン申請も可能となる予定です。

この給付金に関する新たな情報などは、随時、市ホームページでお知らせします。

(<https://www.city.etajima.hiroshima.jp/>)

【お問い合わせ】

特別定額給付金室：能美市民センター2階 ☎ 43-1032

総務省では、特別定額給付金に関する皆様からの問い合わせに対応するため、ホームページでの情報提供のほか、「特別定額給付金コールセンター」(03-5638-5855)を設置しています。是非ご利用ください。

(注意事項) 総務省ホームページに掲載されている情報は、現時点での検討状況を示したものであり、今後の検討によって変更もありえます。